



平成 25 年 3 月 7 日

各 位

会社名：ピリングシステム株式会社
代表者名：代表取締役社長兼 CEO
江田 敏彦
(コード番号：3623)
問合せ先：取締役 CFO 兼 管理本部長
住原 智彦
(TEL：03-5501-4400)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 3 月 7 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、定款の一部変更については、平成 25 年 3 月 26 日開催予定の第 13 回定時株主総会に付議する予定です。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を受け、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 6 月 30 日（日曜日）を基準日（実質上の基準日は平成 25 年 6 月 28 日（金曜日）となります。）として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数：	15,503 株
今回の分割により増加する株式数：	1,534,797 株
株式分割後の発行済株式総数：	1,550,300 株
株式分割後の発行可能株式総数：	6,081,200 株

(注) 上記発行済株式数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日公告	平成 25 年 6 月 14 日（金）
基準日※	平成 25 年 6 月 30 日（日）
効力発生日	平成 25 年 7 月 1 日（月）

※ 当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 25 年 6 月 28 日（金曜日）となります。

(4) 資本金の額の変更

今回の株式の分割に際して、資本金の額の増加はありません。

3. 新株予約権行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成25年7月1日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
平成17年3月24日株主総会決議に基づく新株予約権	160,000円	1,600円
平成18年3月22日株主総会決議に基づく新株予約権	200,000円	2,000円

4. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

上記「2.株式分割の概要」の効力発生日である平成25年7月1日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

平成25年7月1日(月)

※平成25年6月26日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は、1株から100株に変更されます。

5. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2.株式分割の概要」及び「4.単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成25年7月1日をもって当社定款の一部を変更いたします。

① 株式の分割の割合を勘案し当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。

② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。

③ これに伴い、平成25年3月26日開催予定の当社第13回定時株主総会に、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第8条の新設を付議いたします。

④ 現行第7条以下の条数を各1条繰下げいたします。

⑤ 現行定款第6条の変更、変更案第7条及び第8条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>60,812</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,081,200</u> 株とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は100株とする。

現行定款	変更後
<p>(新設)</p> <p>第7条～第43条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(单元未満株式についての権利)</u></p> <p><u>第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求する権利</u></p> <p><u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第9条～第45条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第6条の変更、第7条及び第8条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成25年7月1日とする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

以上